第8回検察運営全般に関する参与会議事要旨

1 開催日

平成27年1月27日(火)

2 開催場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(1) 参与

荒中参与,大久保恵美子参与,佐伯仁志参与,高橋俊介参与,田島良昭参与,林正和参与,原田國男参与,横田洋三参与

(2) 最高検察庁

大野恒太郎検事総長,伊丹俊彦次長検事,稲川龍也総務部長, 甲斐行夫監察指導部長,八木宏幸刑事部長,上野友慈公安部長, 三浦守公判部長

4 議事の要旨

検事総長挨拶の後、最高検から、取調べの録音・録画に関して、録音・録画の本格実施・試行拡大に伴う平成26年7月以降の試行対象事件における実施件数等、組織運営に関して、監察の端緒別・類型別件数や結果別件数等について説明した上、参与から、以下のとおり意見をいただいた。

【取調べの録音・録画関係】

- 取調べの録音・録画を本格実施に移行させた類型については、録音・録画の実施率が100%近くになっており、高く評価できる。ただ、それが外部、特に国際社会に十分に理解されていないと思われるので、効果的な説明をしていくべきである。
- 取調べの録音・録画を実施することにより、検察が不適切な取調べをしているのではないかという不信感を払しょくできるとか、不適切な取調べが行われたと主張されること自体を減少させることができるといった意義がある

- 上,取調べの録音・録画が行われると,専門家が被疑者・被告人の特性やそれに応じた社会復帰の方策に関する意見を出す場面などでも参考にできるという意義もある。
- 取調べの録音・録画が実施されることにより、発問技術の在り方を検討するとともに、それをトレーニングしていく研修等の在り方を検討することが必要になる。例えば、障害特性に応じた発問技術があるはずなので、そのことも念頭に置いた深化した検討をしていく必要がある。
- 昨年10月から取調べの録音・録画の試行対象が拡大されたが、全身柄事件のうちどの程度の割合で録音・録画が実施されているかを分析する必要が出てくると思う。
- 取調べの録音・録画について前向きな意見が多いが、被害者の立場からすると、録音・録画の下で被疑者・被告人が本当に真実を供述するのかという懸念がある。今後は、取調べの録音・録画を実施することによって問題が生じたという事案についても、そのような事案があるのであれば、併せて紹介願いたい。
- 知的障害者や精神障害者の取調べについて、録音・録画を積極的に実施していることは非常によいことである。ただ、精神障害者の取調べについて、その対象は「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者」とされているが、「等」には認知症の者が含まれているかに関心がある。検察における認知症の者による犯行の捜査や処分についても外部からは注目されていると思う。
- 知的障害者の取調べの録音・録画の方が精神障害者の取調べの録音・録画 よりも全過程・準全過程実施率が低いようだが、その要因に関心がある。

【組織運営関係等】

- 組織マネジメントについては、最近盛んに言われている働き方改革も重要である。働き方自体を変えていくということに取り組んで成果を上げている民間企業も相当出てきているので、専門家のアドバイスも受けながら、働き方改革に取り組んでいくとよいと思う。また、業務量の増大に伴い、ITを活用したらよいと思う。
- 裁判員裁判の導入などによって検察の業務は相当増大し、捜査と公判だけ

ではなく再犯防止のための支援といったことにまで及んでいる。適正人員を そろえないとどんなに努力をしても限界があると思う。

- 組織運営状況調査の結果を男女別に分析してみると、男女差が出てくる可能性があり、今後は男女別に分析ができるようにしてみるとよいと思う。
- 監察指導部の活動は、成果が上がっていると思う。ただ、これまでの監察を通じて、徐々に監察対象が類型化できるものも出てきており、知恵を出してその対策を考え、現実的な対応策を作っていく必要がある。また、不適切な事案を周囲が気付いた時にこそ、日本の風土にある密告とか告げ口とかいったことについての武士道で言えば良くないことといった考え方をどう乗り越えるのかということが試される時だと思う。
- 金融取引については,近時,IT化や国際化により案件が複雑化しており, 検察も,これを十分理解しておく必要がある。
- 近時,生活保護受給者やホームレスを利用した悪質な貧困ビジネスが問題となっているが,これに対して,検察も目を光らせる必要がある。また,近時,パチンコ依存症などのギャンブル依存症も大きな問題となっており,ここに司法のメスを入れる必要があるのではないかということも考えている。